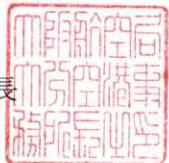




分総第 388 号  
令和元年 12 月 19 日

公益社団法人全日本不動産協会  
宮崎県本部 事務局長 殿

国土交通省大阪航空局  
大分空港事務所長



### 空港周辺における航空法に定める建造物等設置の制限について

平素は、大分空港の管理、運用にご協力頂き厚く御礼申し上げます。

空港周辺においては、航空機が安全に離着陸するため空港周辺の一定空間を障害物がない状態にしておく必要があるため、航空法第49条第1項及び第56条の3第1項において建造物、植物その他物件について、設置、植栽、又は留置することを禁止する制限を課した表面を設定しております。

つきましては、大分空港の本制限に関して貴会における周知協力を宜しくお願いします。

(問い合わせ)

〒873-0421

大分県国東市武蔵町大海田

大分空港事務所 総務課

TEL 0978-67-3771

### [添付書類]

- ・航空法第49条、第56条の3抜粋
- ・大分空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い（イラスト）
- ・大分空港事務所からのお知らせ＋大分空港制限表面区域図
- ・「空港周辺における建物等設置の制限」（パンフレット）